

こ障福第487号  
令和6年5月15日

横浜市内  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児相談支援事業所  
指定障害児入所施設  
学齢後期障害児支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

### 児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備に係る補助について（お知らせ）

日頃より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業に係る補助金の交付を予定しています。

補助内容の詳細や具体的な手続につきましては、後日改めてご案内いたしますが、補助事業の基本的な事項についてお知らせいたします。問合せにつきましては、詳細のご案内までお待ちください。

なお、本通知は、こども家庭庁が定める本補助事業の対象施設・事業者（障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所）及び学齢後期障害児支援事業所を対象としています。

#### 1 補助要件について

性被害防止対策等、こどもの人権を守るための環境整備に係る設備等の設置等に要する経費に対し、補助金を交付します。

#### 2 補助対象経費及び補助上限額

##### （1）補助対象経費

パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ及び人感センサーライト等（以下「対象物品」という。）の購入費、運搬費、設置費及び工事費とします。（リース、改修、改善は除きます。）

##### （2）補助上限

1施設あたり75,000円を補助上限額とします。（補助割合4分の3、1,000円未満は切り捨て）

#### 3 補助対象期間

令和6年4月1日から令和6年11月30日まで

※補助対象期間内に、発注、納品、施工完了、支払が必要となります。令和6年3月31日以前に発注した対象物品については、補助対象となりませんので、ご注意ください。

#### 4 申請手続・今後のスケジュール（予定）について

申請手続方法や今後のスケジュール等の詳細については、6月中にご案内する予定です。お問い合わせ等につきましては案内をお待ちください。

6月	6月～12月上旬	12月～3月
市：申請書等案内 （障害福祉サービスかながわにて案内予定）	事業所：補助申請兼実績報告書の提出	市：補助金額の確定 事業所：請求書の提出 市：補助金の交付

#### 5 申請の際に必要な書類について

申請時には、経費を支払ったことわかる「領収書」や「通帳の写し」（口座引き落としの場合）、などの提出が必要になります。提出の確認ができない場合、補助金の対象経費とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いいたします。

#### 6 カメラを設置する場合の留意事項

カメラの購入及び設置等を行う場合には、以下の対応が必要となります。

- (1) 性被害防止対策等、子どもの人権を守ることを目的に、設備等の設置を行うこと。
- (2) カメラの設置については、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明すること。
- (3) カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を順守すること。
- (4) 子どもや来訪者等が防犯等のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する可能性があることを設置場所等に掲示すること。
- (5) カメラの管理責任者を置き、映像等の漏えい、滅失又はき損の防止その他管理・運用に関し必要な措置をとること。
- (6) カメラの管理運用規程を定め、適切な管理・運用を行うこと。なお、管理運用規程については必ず作成すること。

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4274

Eメール：[kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp](mailto:kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp)